平成 18 年度第 2 回愛知県環境審議会廃棄物部会会議録

1 日時

平成 18 年 11 月 2 日 (木) 午前 10 時から午後 0 時 20 分まで

2 場所

愛知県自治センター3階 会議室D

3 出席者

委員4名、専門委員2名 説明のために出席した者13名

4 審議の概要

(1)開会

委員全員が出席しており定足数を満たしていることを確認。

- (2)あいさつ
 - ・山田資源循環推進監
 - ・中村部会長

(3)議事

ア 傍聴人について

中村部会長から傍聴人は1名であることが報告された。

イ 会議録の署名人について

中村部会長から宮尾委員及び柳下委員が署名人に指名された。

- ウ 審議事項
- (ア)愛知県廃棄物処理計画の策定について
 - ア)現行の廃棄物処理計画の施策取組状況等について

事務局から資料説明の後以下の質疑応答が行われた。

部会長作成資料・資料2関係

柳下委員

廃棄物処理法上の処理の概念はどうなっているのか。処理の守備範囲はどうなのか。

事務局

再生利用を含むこととしている。

廃棄物処理法では、廃棄物の排出を抑制及び適正な処理、並びに生活環境の 保全等を図ることを目的としており、全般を捉えている。

中村部会長

第6次計画以後、3Rまで含めた形となっている。再生利用量と最終処分量を数値目標として掲げている。

事務局

国の基本方針 (「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」)に基づいて、排出量、再生利用量、中間処理による減量化量、最終処分量の数値目標を計画に掲げている。

山岸委員

処理は処分を含む広義の概念であると思うが、処分と処理という用語の違いがわかりにくい。どこかに明記した方がよい。

中村部会長

現計画書では本編の後ろの方に用語集として載せている。

事務局

一般的に処理とは、収集、運搬、処分があり、処分の中に中間処理、最終処分がある。処分には再生利用を含む。

山岸委員

用語の説明がないとわかりにくい。括弧書き等で表示してあるとよい。

柳下委員

処理計画は3Rの内、何を重点に考えていくのか。発生量の削減か、最終処分量の削減か、再生利用量の拡大か。

愛知県の場合、発生量は増えているが、このままのスタンスでいくのか。どこまで議論するのか。守備範囲がわからない。

中村部会長

リデュースは必要と考える。しかし、いくらリデュースやリサイクルをしても最終的には廃棄物となる。リフューズと併せて4Rという考え方もあるが、3Rの推進は廃棄物処理法の理念であるということでよいか。県の処理計画としてはリデュースから始めることでよいか。

最終処分量を減らすためには発生量を減らさなければならないし、適正な処理もしなければならない。

事務局

国の基本方針で、排出量について一般廃棄物は5%減、産業廃棄物は12%増に抑えることとしている。県においても一般廃棄物は5%減を目指すが、人口的な要素もあり、総量でなく、原単位を減らす施策をとっていく。産業廃棄物は、モノづくり県であり難しいが、国の方針に沿って施策を進め、抑制していく。

資料1関係

中村部会長

産業廃棄物税の創設はどこに記述されているのか。

事務局

産業廃棄物税を活用した事業には言及している。

中村部会長

今後は継続的に進行管理を行うべきである。4、5年分を纏めるのでなく、 日々の積み重ねとして実施していきたい。施策の進行管理も廃棄物部会の責務 と考え、議論しておくべき内容である。

事務局

そのようなことができるよう検討していく。

産業廃棄物税の導入という項目立てはしておらず、具体的に該当する施策はない。

中村部会長

エコタウンプランの位置づけは。

事務局

循環型社会形成推進法の下に「あいち循環型社会形成プラン」があり、実行計画として「あいちエコタウンプラン」がある。

柳下委員

現処理計画の中には産業廃棄物税の根拠となる施策はないが、緊急性や必要性からやらざるを得なかったということを新計画で言及しておくべきである。

山岸委員

新計画の新たな施策である「循環ビジネス」はなぜ進められているのか。産業廃棄物税を活用して循環ビジネスを充実していくということなので、産業廃棄物税の設立とも関係している。

なぜ産業廃棄物税の導入に至ったかも大切なことである。

中村部会長

計画の進行管理をしっかりやって欲しい。進行管理のためにも、施策の実施 状況を取りまとめる場合に部名・課名・担当者名を入れたらどうか。担当者が 替わっても施策は継続性をもってなされなければならない。

実施した施策については、資料として整理をしたらどうか。

柳下委員

その総括をして、次の計画に繋げていくことが必要である。

事務局

進行管理については、行政事務事業評価や環境白書等で行っている。今回の 資料は処理計画の項目に沿って整理したものである。

イ)廃棄物処理計画素案について

事務局から資料説明の後以下の質疑応答が行われた。

資料3・参考資料1・2関係

柳下委員

参考資料2であるが、1人1日当たりごみ排出量は「ごみ+資源」、資源化量は市が収集したもので民に委託したものは入っていない。

この表は官側で行っているものの内訳でないか。官側だけが行っているものだけを纏めていくのか。

事務局

これは市町村に照会して報告書に纏められている公的な数値である。

柳下委員

例えば、名古屋市の環境基本計画の中には全く違う数値がある。計画を策定するにあたっては、官側だけの数値ではなく、民側を含めたトータルの数値でないといけないのではないか。

事務局

民間の資源回収については、市町村が把握できない部分がある。

山岸委員

循環ビジネスについて、促進だけでなく、監視を追加しなくてもよいか。市 場原理の暴走を抑えるため、官が把握・監視することの必要はないか。

宮尾委員

施策3「適正処理と監視指導の徹底」に含んでいるのではないか。

事務局

循環ビジネスの支援が目的であり、ビジネスを監視することは適当ではない と考えている。

山岸委員

ビジネスの許認可の審査過程で行うことになるのか。

事務局

廃棄物処理法に逸脱していないかどうかは、施策3で対応したい。

山岸委員

暴走した時にはどうするのか一般の人は不安に思う。わかるように記載されたい。

事務局

循環ビジネスだからといって、法律がフリーになるのではない。

山岸委員

55 頁の「2(2)進行管理」について、県民会議だけでなく、廃棄物部会も

入れてほしい。計画を作った責務がある。

中村部会長

追加のご意見があれば事務局に送っていただき、部会長と事務局で調整の上、 パブリックコメントに向けて案を作成していきたい。

今後は、進行管理も行いながら、新しい計画を策定することが必要である。

目次が平面的と思う。「前計画の取組」として「第1章」・「第2章」、「新計画の策定」として「第3章」というように、現計画の総括があって、新計画があるという書き方もある。第2章の4廃棄物の減量化目標の達成状況を大きく書かれたい。資料2を計画書の中に反映する形で、メリハリをつけたものとするとよい。資料1は進行管理に資するものとしていきたい。

柳下委員

目標の設定において、現計画と新計画の目標の連続性を考えると何らか触れていきたい。

39 頁の図 34 はどうやって見るのか。中間処理による減量とは、処理した量か、処理後の量か。

事務局

処理により、なくなった量である。

山岸委員

柳下委員でもわからないことが、一般の方にわかるとは思えない。

柳下委員

32 頁の総排出量は伸びているが、何に重きを置くのか。

宮尾委員

最終処分量に重きを置いているのでないか。

中村部会長

現計画では平成 22 年度まで数値を載せているが、新計画では平成 23 年度までしか数値を載せていない。

事務局

国の基本方針に平成22年度の数値があるため、これに沿った形で現計画は平成22年度の数値を載せている。

新計画でも 56 頁以降に、参考として 28 年度までの推計値を記載している。 中村部会長

5年間の計画だから5年先までの見通しでよいのか。もう少し長い目で見た5年間の計画とするのか。スタンスの問題である。例えば、処分場の整備をするにも5年間ではできないのではないか。

柳下委員

現計画では、国の基本方針に即して目標値を設定しているが、新計画では、

一般廃棄物について市町村計画を踏まえた推計としている。なぜそうしたか記載すべきである。

排出量については国の基本方針が厳しいため、市町村はリスクを加味した数値としているのではないか。

宮尾委員

価値観を最終処分量に置いており、国の基本方針に即した推計よりも、市町 村計画を踏まえた推計の方が厳しい。

37頁と39頁が一番大切なので、しっかり議論しないといけない。

中村部会長

廃棄物の受け皿である最終処分場の容量の観点からも、整理が必要である。

事務局

資料3の27・28頁に記載している。

中村部会長

28年度の予測は必要ないか。

パブリックコメントを実施しながら、並行して新計画の基本的な内容を整理 していくことはできないか。

事務局

従来の手法では、内容をほぼ固めた上で、パブリックコメントを実施している。

山岸委員

パブリックコメントの時期は。

事務局

パブリックコメントにあたっては、基本的な内容を固めた上でないといけない。時期は12月の1か月間を予定している。

柳下委員

どのような形で実施するのか。

事務局

インターネットと県民生活プラザ等での配布を考えている。

もう一度集まっていただき、議論していただきたい。

柳下委員

前回の施策からダイナミックに変えたところを記載し、「最終的な書き方をどうするのか」、「何をもって計画とするのか」、「その意味は何か」、といったところを固めるべきでないか。

事務局

目標の考え方は示させてもらう。最終処分量を中心として考えている。

柳下委員

このままの形で処理計画として出すのか。

事務局

そう考えている。

事務局

議題を絞り、もう一度議論してもらってからでのパブリックコメントでもかまわない。基本的なことが定まっていないと県民に示せない。

柳下委員

次回はいつぐらいになるか。

事務局

3週間程度あれば対応できる。

山岸委員

今日の意見については対応してもらえるか。

事務局

対応する。

事務局

2月中に最後の部会を開催するためには、その2週間前にはパブリックコメントが終わっている必要があるので、1月の1ヶ月間でパブリックコメントを実施したい。よって、12月初めくらいに議論していただくこととなる。

事務局

早期に日程を調整させていただきたい。

宮尾委員

参考資料2は整理できるのか。

柳下委員

資料3の37頁の図33と参考資料2を比べても異なっている。実際の資源量はもっと多い。

事務局

1人1日当たりのごみ排出量には集団回収量が入ってないが、一般的なやり方である。

中村部会長

再度議論をして数値目標の妥当性を整理していきたい。また、章立てや産業 廃棄物税などの施策も同じである。

(イ)その他

中村部会長

次回は、11月30日(木)13時30分から開催とする。